

八戸市への移住を考えている方へ!

東京 埼玉 千葉 神奈川

東京圏から
八戸市への移住で
100万円
最大
支給します!

プラス
+

2人以上の世帯は100万円
単身者は60万円

【子育て世帯】なら
お子様1人につき
100万円の加算!!

事業の詳細や
申請書の
ダウンロードは
こちらから



マッチングサイト
「あおもりジョブ」は
こちらから



【子育て世帯】なら

プラス +

お子様1人につき
100万円
の加算!

【起業の場合】はさらに、
最大 **200万円**支給されます!

※以下のフローチャートは対象要件の概要版であり、受給対象となることを保障するものではありません。

今すぐ「移住支援金」の受給の対象かチェック!

「移住支援金」の申請時点で、八戸市へ転入後1年以内である。

YES

NO

受給対象外



NO

①～⑤のいずれかに該当している。

八戸市に転入する直前に連続して1年以上、
+
八戸市に転入する直前の10年間のうち通算5年以上、
東京23区内に在住、
または東京圏(条件不利地域除く)に在住し、
雇用保険の被保険者または個人事業主として
東京23区内への通勤をしていた。

東京圏(条件不利地域除く)に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した方は、通学期間も本事業の対象期間に加算可能。

YES

1 マッチングサイト「あおもりジョブ」に掲載された求人に応募・採用され、就業している。

2 青森県が実施する起業支援事業に係る「起業支援金」の交付決定を受けて1年以内である。

3 「プロフェッショナル人材事業」または「先導的人材マッチング事業」を利用して、就業している。

4 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、八戸市を生活の本拠地とし、移住元での業務を引き続き行うテレワーカーである。

5 移住前に八戸市に移住相談をしている記録があって、農林水産業に就業している。

受給対象外

「移住支援金」の申請日から5年以上継続して、八戸市に居住する意思がある。

YES

YES

「移住支援金」を受給できる可能性あり!

東京圏のうちの条件不利地域

- 【東京都】 檜原村・奥多摩町・大島町・利島村・新島村・神津島村・三宅村・御蔵島村・八丈町・青ヶ島村・小笠原村
- 【埼玉県】 秩父市・飯能市・本庄市・越生町・小川町・川島町・吉見町・鳩山町・ときがわ町・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村・神川町
- 【千葉県】 銚子市・館山市・旭市・勝浦市・鴨川市・富津市・南房総市・匝瑳市・香取市・山武市・栄町・多古町・いすみ市・東庄町・九十九里町・芝山町・横芝光町・白子町・長柄町・長南町・大多喜町・御宿町・鋸南町
- 【神奈川県】 三浦市・山北町・箱根町・真鶴町・湯河原町・清川村

お問合せ先

八戸市 総合政策部 若者活躍応援課 〒031-8686 青森県八戸市内丸1-1-1
☎0178-43-2319 ✉waka@city.hachinohe.aomori.jp

（ 次のいずれかに該当する場合、
移住支援金を返還していただきます。 ）

全額返還

- ▲虚偽の申請等をしたことが判明した場合
- ▲「移住支援金」の申請日から3年未満で八戸市から県外に転出した場合
- ▲「移住支援金」の申請日から1年以内に「移住支援金」の要件を満たす職を辞した場合
- ▲起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

半額返還

- ▲「移住支援金」の申請日から3年～5年以内に八戸市から県外に転出した場合